

令和4年 上里町教育委員会 第5回 定例会会議録

上里町教育委員会

## 令和4年第5回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 令和4年5月24日(火) 午前9時30分  
場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

### 1 開 会

### 2 前回会議録の承認

### 3 議 事

- (1) 議案第22号 令和4年度上里町教育予算(6月補正)について
- (2) 議案第23号 令和4年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (3) 議案第24号 上里町立小・中学校給食費臨時補助金交付要綱について
- (4) そ の 他

### 4 教育長報告

### 5 その他の事項

次回の教育委員会日程について

日 時 令和4年 6月 日( ) 時 分  
場 所

### 6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

## 令和4年第5回上里町教育委員会会議録

招集月日	令和4年5月24日(火)		招集場所	上里町役場 3階 教育委員会室	
会議日程	開 会	午前9時30分	閉 会	午前10時02分	
招集者及び宣告者	教育長 埴岡 正人		議 長	教育長 埴岡 正人	
委員出席状況	教 育 委 員		説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教育総務課長	望月 誠
	教 育 長	○ 埴岡 正人		教育指導課長	小久保 幹則
	委 員	○ 阿久戸 嘉彦		生涯学習課長	金井 憲寿
	委 員	○ 相川 崇樹		教育指導課長補佐	安藤 俊和
	委 員	○ 齊藤 雅男		教育指導課長補佐	林 友和
	委 員	○ 岸本 真紀		教育庶務係長兼指導係長	吉村 香織
	※出席者○印・欠席者×印				
会 議 進 行 状 況	1. 開会	＜挨拶・開会宣言＞			
		教育長			
	2. 前回会議録の承認	前回会議録の確認をお願いします。ご質疑等ございましたらご発言願			
		教育長	います。		
		委員	＜特になし＞		
		教育長	特にないようですので、前回の会議録につきましては、ご承認いただけ		
			けたものといたします。事務局は手続きをお願いします。今回の会議録		
			署名委員は、阿久戸委員にお願いいたします。		
	3. 議事	それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、本日の議事は、議案			
		教育長	が3件でございます。なお、議案第22号は、6月議会上程予定案件、		
			また議案第23号は、個人情報が含まれる内容でありますので、この2		
			件につきましては会議の内容を非公開といたしたいと思いますが、いか		
			がでしょうか。		
		委員	＜了解＞		
		教育長	議案第22号、第23号につきましては、会議の内容を非公開とさせて		
		いただきます。			
		それでは、議案第22号「令和4年度上里町教育予算(6月補正)につ			
		いて」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。			

会 議 進 行 状 況	教育総務課長	議案第22号「令和4年度上里町教育予算（6月補正）について」 ご説明申し上げます。	
		提案理由でございますが、令和4年第3回上里町議会定例会へ教育 予算（6月補正）を提出したいため、本案を提出するものであります。	
		概要及び内容について、ご説明申し上げます。	
		始めに、概要でございますが、令和4年度上里町教育予算（6月補 正）を策定したので、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則 第2条第1項第8号の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるもの であります。	
		以上が令和4年度上里町教育予算（6月補正）についての提案及び 内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますよう お願い申し上げます。	
		続きまして、担当よりお手元の「令和4年度上里町教育予算（6月 補正）に関する説明書」で説明をさせていただきます。	
		<内容及び担当による詳細説明・質疑応答は非公開>	
		教育長	議案第22号につきましては、事務局の提案のとおり決することで よろしいでしょうか。
		委員	<異議なし>
		教育長	ありがとうございます。議案第22号は提案のとおりご同意をいた だきましたので、この内容で6月議会定例会に上程をさせていただきます。 続きまして、議案第23号「令和4年度要保護及び準要保護児 童・生徒の認定について」を議題といたします。事務局、説明をお願 いします。
		教育庶務係長兼指導係長	議案第23号「令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定につ いて」ご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、 学校運営の円滑化を図るため、本案を提出するものであります。	
		概要及び内容についてご説明申し上げます。	
		始めに概要でございますが、令和4年4月18日から5月13日ま でに申請のありました新規の申請者について、上里町要保護及び準要 保護児童生徒就学援助実施要綱第5条に基づき認定を行いたいもので あります。	

会 議		<p>続きまして、認定内容でございます。認定区分が準要保護の新規9件13名であります。</p> <p>なお、本案の認定開始は、令和4年4月1日からとなります。</p> <p>以上で議案第23号の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>&lt;申請者の詳細説明内容・質疑応答の内容は非公開&gt;</p>
	教育長	<p>議案第23号につきましては、事務局提案のとおり決することよろしいでしょうか。</p>
	委員	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
	教育長	<p>ありがとうございます。議案第23号は、提案のとおり決定されました。続きまして、議案第24号「上里町立小・中学校給食費臨時補助金交付要綱について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
	教育庶務係長兼指導係長	<p>ご提案申し上げました、議案第24号「上里町立小・中学校給食費臨時補助金交付要綱について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活への影響を考慮して、町立小・中学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することによって、上里町の教育の進展を図るため、本案を提出するものでございます。</p> <p>概要でございますが、上里町立小・中学校に在籍する児童生徒の、本年6月から10月分の給食費について、臨時補助金を交付することに関して、上里町補助金等の交付手続等に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものであります。</p> <p>内容でございます。</p> <p>第1条では、本要綱の目的を規定しております。第2条では、補助対象者を上里町立小・中学校に就学している児童生徒の保護者と規定しております。ただし、就学援助制度にて既に給食費の支援を受けている者は対象外となります。第3条では、補助金の対象経費を令和4年6月分から令和4年10月分までの学校給食費の全額と規定しております。ただし、給食費に対し、その他何らかの補助金を受給している場合には、対象外となります。第4条では、保護者の事務負担をなくすため、補助金の交付申請と受領を保護者に代わって学校長が行う</p>
進 行 状 況		

会 議 進 行 状 況		<p>ことを規定しております。第5条では、交付申請について、学校長が家庭調査表等にて対象者を調査し、交付申請書と対象者名簿を町長あて提出する旨を規定しております。第6条では、町長は申請内容を審査し、適当であると認めるときは、交付決定通知書を学校長に通知するものと規定しております。第7条では、補助金は概算払いとし、学校長は、請求書を町長に提出するものと規定しています。また、町長は学校長から補助金の請求があったときは、当該請求に基づき補助金を交付するものと規定しております。第8条では、変更申請について、交付決定後対象経費等に変更が生じた場合は交付変更申請書を町長あて提出する旨を規定しております。第9条では、町長は変更申請内容を審査し、変更することが適当であると認めるときは、変更交付決定通知書を学校長に通知するものと規定しております。第10条では、実績報告について、事業の終了後に実績報告書を町長あて提出するものとし、町長は実績報告書に基づき補助金の精算を行うものと規定しております。補助金額に不足が生じた場合は、不足額を交付し、余剰が生じたときは学校長に対して返還請求します。第11条では、補助金額の確定について、町長は実績報告内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、確定通知書を学校長に通知するものと規定しております。第12条では、要綱の定め以外に必要な事項は、町長が別に定めるとしてしております。附則では、施行期日を公布の日からとし、令和4年10月31日限りでその効力を失うとしております。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については失効後もその効力を有するとしております。以上で、上里町立小・中学校給食費臨時補助金交付要綱の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p>
	教育長	<p>ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。</p>
	委員	<p>補助金の財源は、町独自の財源なのか。また、給食費は公会計になっていると聞いているが、学校長が補助金申請や受領を行うことになっているのは何故か。</p>
	教育総務課長	<p>財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。給食費は学校を通じて口座振替を行っております。給食費臨時補助金交付事業は今回で3回目となり、学校事務員の手間が若干増えますが、教員の負担増はないと思われま</p>

会 議 進 行 状 況	委員	6月から10月までの根拠は何か。
	教育総務課長	町では限られた財源の中で、新型コロナウイルス感染症対策として町独自の支援策を実施しております。給食費臨時補助事業の対象者は、町内の小中学校に通っている児童生徒の保護者だけになりますので、バランスを考慮しながら様々な支援策を実施しております。期間は、水道料金の一部免除事業が11月から2月の4ヶ月ですので、合わせました。1回目と2回目も水道料金と合わせて期間を設定いたしました。
	委員	対象者はどの位いるのか。
	教育庶務係長兼指導係長	予算上の対象者は、小学生1,267名、中学生743名です。
	委員	全員を対象にしているのか。
	教育庶務係長兼指導係長	就学援助などの他制度で支援している家庭は除きます。また、転出入等の異動も考慮して予算を計上しております。
	委員	漏れる児童生徒はいないのか。
	教育総務課長	学校からの申請になりますので、漏れはございません。
	教育長	他にご質問、ご意見ございますか。
	委員	<特になし>
	教育長	議案第24号につきましては、事務局提案のとおり決することよろしいでしょうか。
	委員	<異議なし>
	教育長	ありがとうございます。議案第24号は、提案のとおり決定されました。続きまして、「その他」ですが、委員の皆様から何かご提案等ございますか。





